

宝塚市告示第 99 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 2 項及び同条第 3 項の規定により宝塚市指定金融機関及び宝塚市指定代理金融機関を令和 7 年 7 月 1 日付で、下記のとおり指定するので、同条第 8 項の規定によりその旨を告示する。

なお、令和 6 年（2024 年）5 月 17 日付宝塚市告示第 106 号は、令和 7 年 6 月 30 日限り廃止する。

令和 7 年（2025 年） 5 月 19 日

宝塚市長 森 臨 太 郎

記

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 宝塚市指定金融機関 | 株式会社 池田泉州銀行 |
| 2 宝塚市指定代理金融機関 | 株式会社 三井住友銀行 |

以上